				第 4 次 実 施 計 画			
No.	分	類	事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	第4次事業計画終了時点 での到達目標	担当課
1	(1)女性	(2)子ども	女性・子どもに対する 暴力への取組	DVは、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的、社会的な面などさまざまなケースがある。また、子どもを巻き込んだ暴力にまで及ぶことから、地域福祉、保健、医療、教育等との連携を図り、DVを早期に発見することで、安心して過ごせる生活につなげる。		安心して生活ができるよう 関係機関と連携して、支援 の充実を図る。	家庭児童相談室
2	(2)子ども		児童虐待防止等ネッ トワーク	虐待は子どもの人権を著しく侵害するだけでなく、 心身に後遺症を残したり、時には生命までも脅かすこ とさえある重大な問題である。その問題が近年増加 傾向にあるが、家庭内で発生することが多く発見が 困難な状況である。そこで、子どもの虐待防止につい て啓発を行い、地域福祉、保健、医療、教育等の関 係機関と連携し、早期発見、早期援助に努め子ども の人権を守る。	発を実施する。 ・虐待の早期発見に努められるよう、	子どもの虐待の早期発見・ 早期援助に努め、子ども の命を守る。	家庭児童相談室
3	(2)子ども	•		いじめや不登校そのほか児童生徒の人権に関する 個別課題の解決のため、校園所の現状把握に努め 教育委員会との連携を図っていく。教育委員会へ直 接相談があった場合は、十分に受け止めた上で当該 校園所とともに取り組む。	いじめや不登校等、児童生徒の人権に関する個別課題を解決するため、学校園所、各関係機関と連携した取組を実施する。 教育委員会に直接相談がある場合は児童生徒や保護者のおもいをしっかり受け止めた上で当該学校園所、各関係機関と連携した取組を実施する。	いでない。 いった いいない では いい では できない できない できない できない できない できない ない できない ない な	学校教育課こども課

				第 4 次 実 施 計 画			
No.	分	類	事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	第4次事業計画終了時点 での到達目標	担当課
4	(2)子ども		こころの教育相談		ラーとともに面談・電話相談により問	個々の悩みが解消できる よう適切なカウンセリング を行う。	ふれあい教育 相談センター
5	(2)子ども		適応指導教室事業	不登校やいじめなどで学校へ行けない、行きにくい 児童生徒の居場所づくりを行い、自他を大切にする 気持ちを育みながら、他者とのコミュニケーションや、 自己肯定感・社会性などの育成に努め、社会的自立 や学校への復帰に向けて、きめ細やかな指導や相 談・支援に取り組む。	ループ活動を通して自信回復、学校	通所する児童生徒全員が 体験活動等を通して自信 回復と自我の確立を図る ことで学校復帰が出来る。 また、学校との連携を強化 する。	ふれあい教育 相談センター
6	(2)子ども		家庭訪問型学習支援	校長から支援の依頼があった、学校にも適応指導教室にも行けない深刻な不登校状態にある小・中学生の自宅を主な支援場所として、家庭訪問型学習支援を実施する。なお、家庭における生活上の諸課題については、市民生活相談課など関係課につなぎ現行制度を利用しながら連携を図る。	(のさつかり) フミッを日的に、子首、 大汗山美 数玄和談竿の学習・白立		ふれあい教育 相談センター
7	(2)子ども		はつらつ野洲っ子育成事業	はつらつ野洲っ子の育成を掲げ、学校や家庭、地域が一体となって青少年健全育成に取り組む。 小・中学生が日ごろ考えていることや感じていることを広く市民に訴えるための発表会を開催し、誇りと自覚を持ち自主性を伸ばすとともに、社会の一員としての自覚と、目標をもってたくましく成長することを目指す。 また、青少年の健全育成をめざして、大人と子どもの意見交換会を開催する。	・はつらつ野洲のナ中学生広場の開	事業への参加人数を確保 するとともに、いじめ、不登 校等の問題を防止し、児 童・生徒の健全育成を図 る。	生涯学習スポーツ課

			第 4 次 実 施 計 画			
No.	分 類	事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	第4次事業計画終了時点 での到達目標	担当課
8	(2)子ども	青少年健全育成事業	物光空非1 防止は頭補等で1) い、月少十乙の関係フ	「愛のパトロール運動」(第1・第3金曜日)・まちぐるみで「愛の声かけ運動」(7月・11月)の実施	事業への参加人数を確保 するとともに、いじめ、不登 校、児童虐待をはじめ、子 どもを脅かす事件等を防 止し、青少年の健全育成 を図る。	生涯学習スポーツ課
9	(2)子ども	人権集会	して、八惟休月で推進する。おた、多既、ノンブード、 隹今だ上 かど太泽 て促議者に土政祭する	園児を対象としては2ヶ月に1回人権に関するテーマを設け集会を開催する。 保護者を対象としては年2回の研修会を開催し、年間3回以上啓発紙を発送する。	集会が形骸化することなく、内容や形態等を工夫し、また、保護者の関心や 意識が高まるように継続していく。	こども課
10	(2)子ども	子育て相談	いじめや不登園そのほか乳幼児の人権に関する保	定期的な懇談会の場に加え、随時、いつでも誰でもが相談し易いよう担当を園だより等で知らせたり、積極的に子どもの様子をつたえ、話しやすい関係性が築けるようにする。	子育て不安に対応できる 職員の資質向上と相談し やすい窓口体制の定着を 図る。	こども課

			第 4 次 実 施 計 画			
No.	分 類	事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	第4次事業計画終了時点 での到達目標	担当課
11	(2)子ども	交通安全施設整備	歩道と車道の分離など交通安全施設の整備を進め	摘された危険個所の改修工事の実施 します。また、過年度の対策実施個	交通安全対策実施後の 効果把握等を行い、交通 弱者を考慮した通学路の 交通安全対策の改善・充 実を行います。これらの取 組みをPDCAサイクルとし て繰り返し実施し、安全性 の向上を図る。	道路河川課
12	(3)高齢者	消費生活相談	月貝工内竹砂にのいては、同即日付月の月貝工方 明野について関係機関を連携し接到協議に致める	野洲市くらし支えあい条例に規定した 消費者安全確保地域協議会の推進 を図る。	高齢者の消費者被害を未 然に防ぐため、消費者安 全確保地域協議会を年2 回実施すると共に見守りリ ストの作成と積極的な見 守り活動を実施する。	市民生活相談課
13	(3)高齢者	ユニバーサルデザイ ンを基本とした住環 境整備の促進	高齢者を含む全ての人が、自立して生活できる安全 な住環境の整備に向け、ユニバーサルデザインの考 え方に基づく住宅改修を支援し、促進する。	きる環境の整備に向け、住宅改修に	自立して安全に生活でき る環境の整備に向け、引 き続き助成を行う。	介護保険課

				第 4 次 実 施 計 画			
No.	分	類	事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	第4次事業計画終了時点 での到達目標	担当課
14	(3)高齢者			また広報紙や介護ニュース等を活用し、サービスの 情報提供と合わせ高齢社会に関する啓発情報も盛り 込むようにする。 また、地域住民を対象に「認知症サポーター養成講 座」を開催し、地域で支える意識づくりを促す。	地域石動心版ノロノノム」で石用し、	できる限り住み慣れた地域で生活できる地域づくりのため、高齢社会や認知症についての啓発事業を継続する。	高齢福祉課
15	(3)高齢者		同即白の惟利擁護	権利擁護に係る成年後見制度の啓発や利用を推進する。高齢者虐待の早期発見、早期対応に向けて、 関係機関が連集して対応する。	元前度の前長中立でを逐つがに打 う。 ・高齢者の虐待防止、早期発見のた	高齢者の権利を守る意 識が広がる。権利擁護の ための対応が、関係機関 の連携により円滑に行わ れるようになる。	高齢福祉課
16	(3)高齢者		高齢者のサービス利 用支援と強化	トワークを利用した高齢者実態把握、初期相談対応、継続的・専門的な相談支援、また権利擁護の組占が	高齢者やその家族などの相談を受け止め、本人の自己決定を尊重しつつ、適切な機関、制度、サービスにつなぐとともに関係者のネットワークにより支援を行う。	高齢者が住み慣れた地 域で尊厳ある生活を維持 する。	高齢福祉課

				第 4 次 実 施 計 画			
No.	分	類	事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	第4次事業計画終了時点 での到達目標	担当課
17	(3)高齢者	(4)障がい者	コミュニティバスの運 行	市コミュニティバスは、単に交通の利便性の面だけでなく、福祉施策の一環として、高齢者や障がいのある方々の生活行動範囲を拡大することや、利便性のある運行に努める。	高齢者や障がい者利用者をについて 35,000人を目標とする。 (令和2年度実績数値33,751人)	新型コロナウイルス感染 症の影響が無くなるとした 場合、第3次期間中の最 高実績数値41,464人に対 し、 高齢者や障がい者利用者 をについて45,000人を目標 とする。	協働推進課
18	(3)高齢者	(4)障がい者	交通バリアフリー基 本構想に基づく実施 計画の推進	交通バリアフリー基本構想に基づき交通バリアフリー道路特定事業計画を策定。高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した利便性及び安全性の向上を促進するため、野洲駅を中心とした一定の地区においてバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進する。	市道小篠原稲辻線の歩道拡幅等の バリアフリー化については、地元や関 係機関との調整が必要であり、方向 性が決まれば計画策定を行う。	バリアフリー化歩道の構 造の方向性が決まれば、 計画策定のとおり実施す る。	道路河川課
19	(4)障がい者		ユニバーサルデザイ ンによる生活環境の 推進	障がい、性別にかかわらず、すべての人が暮らしやすい生活環境を生み出す必要があることから、障がい者基本計画に基づき、ユニバーサルデザインによる普及啓発に努める。 さらに、ノーマライゼーションの実現に向けた取組を推進する。	ニバーサルデザインで安心して暮ら せるまちをめざして~まちで快適に過 ごす~」を掲げている。	ず、すべての人が暮らしやすい生活環境を生み出す必要があることから、障がい者基本計画に基づき、ユニバーサルデザインによる普及啓発に努める。 さらに、ノーマライゼーションの実現に向けた取組	障がい者自立支 援課

				第 4 次 実 施 計 画			
N). 分	類	事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	第4次事業計画終了時点 での到達目標	担当課
2) (4)障がい者		人材育成の充実		1.0 - 1.34 10 - 1.34 1.3	ボランテイア活動の振興と 手話奉仕員等の人材を育 成する。	障がい者自立支 援課
2	1 (4)障がい者		の正しい知識の啓発		で、市民との交流を図る。 市民団体等へ、うつ病等精神疾患の 理解が深められるよう講師派遣等の	精神障がいに関する誤解 や偏見をなくすために啓発 や自殺対策の理解促進の 取組を継続する。	

				第 4 次 実 施 計 画			
No.	分	類	事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	第4次事業計画終了時点 での到達目標	担当課
22	(4)障がい者		障がいや障がいのある人に対する偏見や 差別を解消する啓発	障がいや障がいのある人に対する偏見や差別を解消するとともに、種々の機会を捉え人権意識の高揚を図る。また、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため啓発事業や交流事業を実施する。		障がいや障がいのある 人に対するに、人権見や差別を 解消するとともに、人権 識の高揚を図る。 知的・精神・身体障がいる 時に発達でいてので を接着について、支援者・家族、保護者・家族、はな 等の関係者だけの啓発 業を継続する。	障がい者自立支 援課 発達支援 ター
23	(4)障がい者		障害者差別解消法	れ、地方公共団体に対して、「差別的取り扱いの景」 止」と「合理的配慮の提供」が義務化されることから、 東業の実施にあたっては、実効性のある対応ができ	①職員対応要領に基づく合理的配慮の提供により、障がいを事由とする差別の解消を進める ②地域における関係機関等との連携による情報共有をはかる ③障害者理解の促進に向けた啓発を進める	・計画期間での取組が実 効性のあるものになってい るか検証し、課題を明確に する。	障がい者自立支 援課

				第 4 次 実 施 計 画			
No.	分	類	事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	第4次事業計画終了時点 での到達目標	担当課
24	(4)障がい者		障がいのある人の権 利擁護の推進	知的障がいのある人や精神障がいのある人の中には、自己の意思表示が困難な人は権利の侵害にあうことがあるため、関係機関と連携を図りながら成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を促進することにより、日常生活の管理、財産管理を行い権利擁護に努める。	権利擁護事業契約者数 90人	障がいのある人の日常生活支援及び虐待防止に向けた支援等のため、関係機関と連携し成年後見等利用や地域福祉権利擁護事業の利用の啓発や促進事でう。障がいのある人が権利侵害のない自立した生活を送るために必要な支援を行う。	地域生活支援室
25	(4)障がい者	(6)外国人	点字や拡大文字による ごみ情報提供 (さくら墓園永代使用 墓所年間管理料徴 収)	視覚障がい者、視覚弱者、外国人に対しての行政情報伝達の一環として、ごみ収集に関する情報を点字及び音声テープ、拡大文字、外国語で提供する。 (視覚障がい者、視覚弱者に対しての行政情報伝達の一環として、さくら墓園永代使用墓所年間管理料通知文書を点字で提供する。)	希望する対象者へ 100%配布	希望する対象者へ 100%配布する。	環境課
26	(5)同和問題		就労対策相談事業	安定就労に向け、雇用と生活等の問題をハロー ワークと協力し市役所内に設置した「やすワーク」を 拠点として関係機関との連携により解決を図る。	就労相談は、ハローワーク、関係 課・機関と連携を図り、相談者と関係 機関をつなぐ役割を担う。	就労を希望される方が、安 定就労できるようにする。	市民生活相談課 人権センター 市民交流セン ター
27	(5)同和問題		修学奨励助成金	修学奨励助成金の償還継続の事務手続を行う。	修学奨励助成金の償還継続の事務 手続を行う。	修学奨励助成金の償還継 続の事務手続を行う。(令 和15年度まで)	学校教育課

				第 4 次 実 施 計 画			
No.	分	類	事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	第4次事業計画終了時点 での到達目標	担当課
28	(5)同和問題		部落解放・人権政策 確立要求に向けた取 組の推進	部落解放・人権政策確立要求びわこ南部地域実行 委員会の活動に参画して、部落差別をはじめとする あらゆる差別を撤廃するための取組を行う。	実行委員会事務局総会、事務局研修、連続講座、幹事級研修などへの参加基本法ニュースの発行支援継続	部落解放基本法の制定を めざし継続する。	人権施策推進課
29	(5)同和問題		同和問題講演会	同和問題についての正しい理解と認識を深め、あら ゆる差別の解消に向けての啓発の一環として講演会 を行う。	いて切止しい理胜と認識を休め、めり	同和問題講演会を開催 し、同和問題をはじめあら ゆる差別の解消に向けて の啓発を継続する。	人権施策推進課
30	(6)外国人		国際理解推進事業	野洲市国際協会と連携を図り、言語や文化の違い についての相互理解や交流機会を充実する。	市民への国際交流や国際理解を深めるために野洲市国際協会の運営を補助する。 米国ミシガン州クリントン・タウンシップとの姉妹都市交流事業を行う。	市民の国際交流や国際理解を深め、多文化共生の 推進を図るため、交流事業を継続する。	企画調整課
31	(6)外国人		外国人支援事業	外国人が安心して暮らせるよう分かりやすい通訳・ 翻訳等の支援に取り組む。	外国人支援事業委託を行う。	今後、国籍の多様化が見 込まれる外国人支援の状 況を鑑み、必要となる対応 を行うため、支援事業を継 続する。	企画調整課

			第 4 次 実 施 計 画			
No.	分 類	事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	第4次事業計画終了時点 での到達目標	担当課
32	(6)外国人	外国語等資料整備	外国人等への情報提供として、外国語資料等の利用しやすい形態の資料を整備する。図書館の利用案内を各国言語に翻訳して外国人にも使いやすい施設となるようにする。	計算科を受べし利用できる外国 語資料の増加をはかる。図書館の利用客内の内容の改字があったときは	・このことに関する資料の特設コーナーを年1回以上開催する。 ・寄贈資料なども活用しながら、外国語の書籍の所蔵数を5年間で100冊増加させる。	図書館
33	(7)インター ネット	インターネットによる 人権侵害の防止策・ 防止教育	インターネットによる人権侵害の防止のための啓発・教育を行う。人権を侵害するような情報を掲載しないなど個人の責任やモラルの啓発を行う。 学校等においては、インターネット等の安全な使い方と情報の真偽を見抜く力を養うために教育を行う。	また、適切な対応からさるよう対応 マニュアルを作成する。 1 佐伊宝を監想する! が 1 1	インターネットによる人権 侵害への正しい知識を持 ち、啓発することにより、意 識向上させ、未然防止に 努める。人権侵害が起こっ た場合、関係機関と連携し 解決を図る。	人権施策推進課 学校教育課
34	(8)その他さ まざまな人 権問題	エイズ、身近な感染 症についての啓発	に対する誤解や偏見をなくすため、健康教室やパン フレット配布等により、感染症に関する啓発を進め	世界エイズデーにちなんでのキャンペーンポスター掲示、エイズを含めた 身近な感染症の予防に関する広報や チラシにより、市民に正しい知識を啓 発する。	いることから、さらに啓発	健康推進課

			第 4 次 実 施 計 画			
No.	分 類	事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	第4次事業計画終了時点 での到達目標	担当課
35	人権一般	個人情報の保護	基本的人権を擁護するうえで重要な意義を有する 個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を進め、 個人の権利利益の保護を図る。	個人情報保護に関する制度は年々 更新されるため、個人情報の取扱方 法や事務手続きを常に最新のものに し、各課の担当者にその都度指導す る。 平成27年度より番号法が施行され たことに伴い、特定個人情報の保護 に対する職員の適切な対応が求めら れることが予想されるため、庁内連絡 会議を定期的に行い、職員の特定個 人情報に対する意識の向上及び適切 な利用を図る。		総務課
36	人権一般	窓口人権相談の充実	より、人惟怕談に心して解决を凶る。 専門的事例は、	人権相談で各部署と連携を図る。	さまざまな人権相談に対 応できる職員の資質向上 と相談しやすい窓口体制 の充実を図る。	人権センター 市民交流セン ター
37	人権一般	人権擁護委員	法務大臣委嘱の人権擁護委員による特設人権相談所(人権なんでも相談所)を開設し、人権相談を受ける。また、人権教室として、人権紙芝居を5歳児対象に実施する。 国の人権擁護制度への連携として人権擁護委員法に基づき人権擁護委員候補者を推薦するほか各協議会への関与・参画を図る。今後の人権擁護の法制度の変更に的確に対応し人権救済の充実をめざす。	人権擁護委員が行う啓発活動の支援 大津人権擁護委員協議会と各種啓 発行事で連携 地域人権啓発活動ネットワーク協議 会参画	上位法「人権擁護委員法」に基づき、事業を実施する。	人権施策推進課

				第 4 次 実 施 計 画			
No.	分	類	事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	第4次事業計画終了時点 での到達目標	担当課
38	人権-	一般	戸籍住民基本台帳 個人情報	市民課は戸籍や住民票などの個人情報を管理し、市民の請求により証明書を発行している。 証明書を本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前登録者に対してその交付した事実をお知らせする本人通知制度を設け、身元調査等を目的とした不正請求・不正取得を防止し、抑制につなげている。 また、野洲市戸籍、住民票等の不正請求に係る告知事務処理要領に基づき、今後も関係機関と連携して適正な管理に努める。	・戸籍、住民票などの個人情報の適正な管理を行う。 ・本人通知制度の適正な運用と周知を行う。 ・野洲市戸籍、住民票等の不正請求に係る告知事務処理要領に基づき、今後も関係機関と連携して適正な管理に努める。	・戸籍、住民票などの個人情報の適正な管理を行う。 ・本人通知制度の適正な運用と周知を行う。 ・野洲市戸籍、住民票等の不正請求に係る告知事務処理要領に基づき、今後も関係機関と連携して適正な管理に努める。	市民課
39	人権-	一般	事業所内公正採用選 考 •人権啓発推進事業	事業所内公正採用選考・人権啓発基本方針に基づ 〈啓発や企業啓発指導員による啓発指導、事業所内 公正採用選考・人権啓発研修推進班員による企業訪 問を行うとともに、対象者ごとの研修会を実施する。	基本方針に基づく進行管理 ・企業啓発指導員による啓発指導	企業の社会的責任として の公正な採用選考の実施 を推進し、企業自らが主体 的に人権尊重の視点を基 にした活動の推進を図る ため、県の取組と連動し継 続して行う。	商工観光課
40	人権-	一般	人権教育基本方針	人権教育基本方針に基づき事業を推進する。基本 方針の周知徹底を行うとともに、必要に応じ改定を行 う。		人権教育基本方針に定め た各カテゴリーごとの推進 目標を達成する。	学校教育課
41	人権-	一般	人権保育推進事業	人権保育基本方針の周知徹底を図るとともに、必 要に応じて改定を行い、人権保育を推進する。	年間8回の職場研修を実施する。	人権保育基本方針に則り、 教育・保育の資質の向上と 職員の人権感覚の向上が中 堅層を中心に広がる。また、 人権教育・保育訪問に年間1 人1回は研修として公開保 育・協議会に参加する。	こども課

			第 4 次 実 施 計 画			
No.	分 類	事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	第4次事業計画終了時点 での到達目標	担当課
42	人権一般	人権教育推進員	各自治会に人権教育推進員を委嘱し研修を実施 し、人権尊重のまちづくりを推進する。	各自治会に人権教育推進員を委嘱し研修会を開催する。	各自治会に人権教育推進 員を委嘱し研修会を継続 的に開催する。	人権施策推進課
43		学校·園所人権教育 推進委員会	各中学校区部会、プロジェクト部会を中心とした学校・園所人権教育推進委員会活動を推進する。	・中学校区部会の取組推進 ・小学校人権学習プランの推進 ・就学前から高校までの一貫した人 権学習の様々な人権課題別目標の 設定 ・教職員人権問題研修の推進	・人権学習プランを小学の 完全実がといてを小学の データバンク化を図る。 ・中学校においての中と対し、中学校について各中とはのでは、中学校についての中とのののででは、中でののでででである。 ・人らの見望校とでの見望ででのでででででででででででででででででででででででででででででででで	学校教育課 こども課
44		市人権啓発推進協議会	人権尊重のまちづくりをめざして住民が主体となっ た人権啓発が推進できるよう市人権啓発推進協議会 に対して支援を行う。	各学区人推協や地域団体等により組織された、市人推協が支援をすることで、全ての市民に人権意識の高揚を図り、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題解決の促進に資する。	更に効果的な啓発の推進が図られるよう支援する。	人権施策推進課

			第 4 次 実 施 計 画			
No.	分 類	事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	第4次事業計画終了時点 での到達目標	担当課
45	人権一般	学区人権啓発推進 協議会	人権尊重のまちづくりをめざして住民が主体となった人権啓発が推進できるよう学区人権啓発推進協議 会に対して支援を行う。	るよう学区人権啓発推進協議会に対	住民等に対して、差別のない明るい地域の確立に向	人権施策推進課
46	人権一般	広報掲載啓発事業	同和問題をはじめとする様々な人権問題の正しい 理解を得るため、広報やすへの掲載をはかり、啓発 を行う。	広報やすによる啓発記事の掲載	広報やすによる啓発記事 の掲載を継続する。	人権施策推進課
47	人権一般	職員人権問題研修		職員研修について、一定のルールに 基づき点検し、基本方針に見合う研 修を実施する。	職員人権問題研修を継続する。	人事課
48	人権一般	特別職人権問題研修	市のリーダーとして、啓発推進の役割が担えるよう、本市の実態把握に努めるとともに、各種研修会等へ積極的に参加する中で自己研鑽に努める。機会があれば、講師という立場で参加していく。	割が担えるよう、本市の実態把握に 努めるとともに、各種研修会等へ積 極的に参加する中で自己研鑽に努める、機会があれば、講師という立場で	市のリーダーとして、啓発 推進を図り、現状と課題を 直視し、解決に立ち向かう とともに、新たな問題を起 こさせない健全な社会づく りを進め、元気と安心のま ちづくりを進める。	広報秘書課

			第 4 次 実 施 計 画			
No.	分 類	事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	第4次事業計画終了時点 での到達目標	担当課
49	人権一般	PTA人権問題研修	A人権問題研修を行うとともに、PTA人権問題研修の は道助言を行う	野洲市PTA連絡協議会人権問題研修の実施と単位PTAの実施する人権問題研修への指導助言・開催状況の集約	保護者や教育関係者が人権問題の解決をめざし、市民が広く集結し、研修会を通して市内における人権教育を推進する。	生涯学習スポーツ課
50	人権一般	人権問題啓発 講師派遣事業	研修会に啓発講師を派遣し、研修会の充実を図る。	研修の充実を図るために啓発講師を 委嘱し、また啓発講師に対する情報 提供、研修の場を提供する。	幅広い人権に関するテーマのニーズに対応できる 人材を発掘・育成する。	人権施策推進課
51	人権一般	市民啓発事業	人権問題の早期解決を図るために、啓発冊子「すて きなまちに」を作成し、市全所帯、学校、企業などに 配布する。 実行委員会による「ひと」と「ひと」のつどいを開催 し、「ひと」と「ひと」のつどいだよりを発行する。	啓発冊子については、効果的により 多くの市民に長く、有効活用されるよう内容の充実とともに、配布方法を再 検討するほか、電子媒体による市民 への周知を検討する。 「部落解放」と「女性解放」を共通の課 題として、地域の人々との交流と連帯 を深める集会として、実行委員会によ る「ひと」と「ひと」のつどいを開催す る。また、「ひと」と「ひと」のつどいだ よりを発行する。	人権意識を高め、集会に より交流や連携を図る。紙 面により効果的・効率的な 啓発を図る。	人権施策推進課

			第 4 次 実 施 計 画			
No.	分 類	事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	第4次事業計画終了時点 での到達目標	担当課
52	人権一般	議員人権問題研修事業	人権問題研修を開催するとともに、各種研修会へ の参加を要請する。	人権研修を年2回開催(うち1回は 湖南地区市議会議長会主催)する。	市議会では、人権を尊重し 責任ある活動を行っていく ことで、「開かれた信頼さ れる議会の実現」に繋がる ことから引き続き研修会を 開催する。	議会事務局
53	人権一般	農業委員人権問題 研修事業	人権問題研修を開催するとともに、各種研修会へ の参加を要請する。	年一回以上、人権研修を開催する とともに市民のつどいをはじめとする 各種研修会への参加を要請していく。	農業委員会主催の人権研修会への全員参加の他、 一人一回以上市民のつどいをはじめとする各種研修 会への全委員の7割以上 参加する。	
54	人権一般	企業人権啓発推進 協議会育成事業	企業人推協の組織を強化し、協議会の研修会及び 企業の加盟促進を行う。	協議会への啓発経費補助協議会の研修会の実施および新規加盟促進	企業活動における同和問題をはじめとする様々な人権課題についての研修の実施を推進し、企業自らが主体的に人権尊重の視点を基にした活動の推進を図るため、継続的な支援を行う。	商工観光課

			第 4 次 実 施 計 画			
No.	分 類	事業名	事業の概要	令和3年度計画 (初年度)	第4次事業計画終了時点 での到達目標	担当課
55	人権一般	人権施策審議会	実施計画の進捗状況について、定期的成果と課題 を把握し、審議会の答申・提言や意見具申などの審 議に積極的に取り組む。	人権施策審議会を開催する。 また、必要に応じて審議会内に部会 等を設置し開催する。	第4次実施計画の進捗状 況について、審議を行い、 第5次野洲市人権施策基 本計画を策定する。	人権施策推進課
56	人権一般	野洲市人権施策基本 計画	野洲市人権施策基本計画、同実施計画に基づいた 総合的な取組を推進していく。 目的達成のため、人権尊重のまちづくり推進本部 会議を開催し、同基本計画・実施計画の進行管理、 連絡調整を行う。	口め法式のより 佐藤玉の七4	野洲市人権施策基本計画、同実施計画に基づい て総合的に取り組む。	人権施策推進課
57	人権一般	市民意識調査業務	本市が実施する人権問題の解決に向けた啓発効果等を掌握し、客観的データに基づいた総合的、計画的な教育、啓発を展開するため、令和6年度に市民意識調査と併せて職員意識調査を実施する。	意識調査実施のための、内容等を検討する。	人権問題に関する市民意 識調査の統計結果を元 に、今後の教育・啓発のあ り方について検討し活か す。	人権施策推進課 人事課